

# 「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」

## デイサービスセンター アウル 運営規程

有限会社 グッドライフ

### (事業の目的)

第1条 有限会社 グッドライフが開設するデイ・サービスセンター アウル（以下「センター」という。）が行う指定通所介護事業（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者は（以下「生活相談員等」という。）、要介護状態又は要支援状態であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター アウル
- (2) 所在地 伊達市弄月町233-4

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員及び介護職員兼務、他事業所と兼務）  
管理者は、センターの従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（1名管理者及び介護職員兼務、1名介護職員兼務、1名グループホーム介護職員兼務、1名小規模多機能型居宅介護介護職員兼務）  
利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 2名以上  
（常勤1名以上（1名管理者及び生活相談員兼務、1名生活相談員兼務）、非常勤1名以上配置（グループホームとの兼務1名、小規模多機能型居宅介護アウルとの兼務1名）  
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護師 1名以上  
（非常勤1名配置（機能訓練指導員兼務））  
看護師は、利用者の健康管理を行う。又、利用者の健康な機能を生かした訓練を行うと共に、健康に配慮したサービスの提供を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤1名（1名看護師兼務））  
機能訓練指導員は、利用者の健康な機能を生かした訓練を行うと共に、健康に配慮したサービスの提供を行う。
- (6) 調理員 1名（非常勤介護職員兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(サービス提供時間 午前9時45分から午後5時00分)

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は10名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
  - ア 排泄の介助
  - イ 移動の介助
  - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
  - 一般浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 本センターが提供する、指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- 2 前項のほか、次の号に掲げる費用を利用者から徴収する。
  - (1) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合にかかる費用
  - (2) 食事に係る費用
  - (3) オムツ代
  - (4) 延長サービス
  - (5) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、伊達市の区域（大滝区は、ご家族または施設送迎の対応）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) センターは、指定通所介護の開始に際し、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要事項を文書にて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (2) センターは、居宅サービス計画に沿った指定通所介護を提供するものとし、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、居宅介護支援事業者等に連絡・調整等の必要な援助を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的に対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画)

第14条 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第15条 事業者は、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・指示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、

施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第20条 パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(地域との連携)

第21条 地域との結び付きを重視し、他の地域密着型サービス事業者等との連携を行うとともに、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第22条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会を開催する。

2 運営推進会議はおおむね6月に1回以上開催することとする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者又はその家族等、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有するもので構成する。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換及び交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言、意見等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用時2か月以内

(2) 継続研修 年1日

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は（有）グッドライフとセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規定は平成17年10月1日から一部変更とする。

附 則

この規定は平成18年4月1日から一部変更とする。

附 則

この規定は平成18年12月24日から一部変更とする。

(変更内容、本社、虻田郡豊浦町字大岸112番4号から伊達市舟岡町337-1に移転の為)

附 則

平成18年12月24日から施行した規定は、これを一部改定し、平成19年6月1日より施行する。(改正・・・第4条(3))

附 則

平成19年6月1日から施行した規定は、これを一部改定し、平成20年1月25日より施行する。(改正・・・第4条(3))

附 則

平成20年1月25日から施行した規定は、これを一部改定し、平成20年3月 5日より施行する。(改正・・・第4条(2))

附 則

この規定は平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

平成20年4月 1日から施行した規定は、これを一部改定し、平成20年4月21日より施行する。(改正・・・第4条(2))

附 則

平成20年4月 1日から施行した規定は、これを一部改定し、平成20年7月28日より施行する。(改正・・・第6条)

附 則

平成20年7月28日から施行した規定は、これを一部改定し、平成20年12月19日より施行する。(改正・・・第4条(2))

附 則

平成20年12月19日から施行した規定は、これを一部改定し、平成21年1月6日より施行する。(改正・・・第4条(2))

附 則

この規定は平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

平成21年4月1日から施行した規定は、これを一部改定し、平成21年9月30日より施行する。(改正・・・第4条(1)、(2)、(3)、(4))

附 則

平成21年9月30日より施行した規定は、これを一部改定し、平成21年10月21日より施行する。(改正・・・第4条(2)(3))

附 則

平成21年10月21日から施行した規定は、これを一部改定し、平成22年1月21日より施行する。(改定・・・第4条(1)(2))

附 則

この規定は平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日から施行した規定は、これを一部改定し、平成22年4月15日より施行する。(改定・・・第4条(2))

附 則

平成22年4月15日から施行した規定は、これを一部改定し、平成23年2月21日より施行する。(改定・・・第4条(2))

附 則

平成23年2月21日から施行した規定は、これを一部改定し、平成23年10月28日より施行する。(改定・・・第4条(2))

附 則

平成23年10月28日から施行した規定は、これを一部改定し、平成24年3月26日より施行する。(改定・・・第3条(2)、第4条(2)、第5条(2)、第6条)

附 則

平成24年3月26日から施行した規定は、これを一部改定し、平成24年12月21日より施行する。(改定・・・第4条(2))

附 則

平成24年12月21日から施行した規定は、これを一部改定し、平成25年5月21日より施行する。（改定・・・第4条（1））

附 則

平成25年5月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成25年6月21日より施行する。（改定・・・第4条（1））

附 則

平成25年6月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成25年8月21日より施行する。（改定・・・第6条）

附 則

平成25年8月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成26年2月21日より施行する。（改定・・・第4条（2））

附 則

平成26年6月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成27年3月21日より施行する。（改定・・・第4条（1）（2）（3））

附 則

平成27年3月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成27年4月1日より施行する。（改定・・・第5条（2））

附 則

平成27年4月1日から施行した規定は、これを一部改正し、平成27年12月21日より施行する。（改定・・・第4条（4）（5））

附 則

平成27年12月21日から施行した規定は、これを一部改正し、平成29年1月6日より施行する。（改定・・・第4条（3））

附 則

平成29年1月6日から施行した規定は、これを一部改正し、平成30年12月1日より施行する。（改定・・・第4条（1）（2）（3）（4）（5））

附 則

平成30年12月1日から施行した規定は、これを一部改正し、令和3年11月1日より施行する。（改定・・・第4条（1）（2）（3）（6）、第9条、第10条、第16条、第17条）

附 則

令和3年11月1日から施行した規定は、これを一部改正し、令和6年7月21日より施行する。